

— 資 料 編 —

資 1. 応急危険度判定関係団体窓口一覧（令和 2 年 1 月時点）

県及び市町村担当窓口一覧

	自治体名	所管課	電話番号		自治体名	所管課	電話番号
0	熊本県	建築課	096-333-2535	23	小国町	建設課	0967-46-2114
1	熊本市	建築指導課	096-328-2513	24	産山村	経済建設課	0967-25-2213
2	八代市	建築指導課	0965-33-4750	25	高森町	総務課	0967-62-1111
3	人吉市	都市計画課	0966-22-2111	26	南阿蘇村	建設課	0967-67-3178
4	荒尾市	建築住宅課	0968-63-1498	27	西原村	復興建設課	096-279-3114
5	水俣市	都市計画課	0966-61-1621	28	御船町	建設課	096-282-1312
6	玉名市	営繕課	0968-75-1311	29	嘉島町	建設課	096-237-2619
7	天草市	建築課	0969-32-6797	30	益城町	復旧事業課	096-289-8308
8	山鹿市	都市計画課	0968-43-1591	31	甲佐町	建設課	096-234-1183
9	菊池市	都市整備課	0968-25-7242	32	山都町	建設課	0967-72-1145
10	宇土市	都市整備課	0964-22-1111（内）710	33	永川町	建設下水道課	0965-52-5862
11	上天草市	都市整備課	0969-28-3366	34	芦北町	建設課	0966-82-2511
12	宇城市	土木部都市整備課	0964-32-1694	35	津奈木町	振興課	0966-78-5540
13	阿蘇市	建設課	0967-22-3187	36	錦町	地域整備課	0966-38-4418
14	合志市	都市計画課	096-248-3855	37	あさぎり町	建設課	0966-45-7221
15	美里町	建設課	0964-47-1113	38	多良木町	環境整備課	0966-42-1259
16	玉東町	総務課	0968-85-3111	39	湯前町	建設水道課	0966-43-4111
17	和水町	建設課	0968-86-5726	40	水上村	建設課	0966-44-0315
18	南関町	総務課	0968-57-8500	41	相良村	建設課	0966-35-1035
19	長洲町	建設課	0968-78-3262	42	五木村	建設課	0966-37-2017
20	大津町	都市計画課	096-293-4011	43	山江村	建設課	0966-23-6449
21	菊陽町	都市計画課	096-232-4927	44	球磨村	建設課	0966-32-1116
22	南小国町	建設課	0967-42-1114	45	苓北町	総務課	0969-35-1111

建築関係団体窓口一覧

	団体名	電話番号	FAX番号	所在地
1	（公社）熊本県建築士会	096-383-3200	096-383-1543	熊本市中央区神水 1 丁目 3 - 7
2	（一社）熊本県建築士事務所協会	096-371-2433	096-371-2450	熊本市中央区九品寺 4-8-17
3	（一社）熊本県建築協会	096-364-2122	096-364-2124	熊本市中央区九品寺 4-6-4

資 2. 判定士機材備蓄リスト

No.	項目	種別等	在庫数(部数)推移						備考
			H25年度 (H26.3)	H26年度 (H27.3)	H27年度 (H28.3)	H28年度 (H29.3)	H30年度 (H30.4)	H31年度 (H31.4)	
1	調査票								
	緑	木造	1,500	1,500	1,500	1,500	7,000	7,000	1,000部(H17.2 購入)
	青	RC造	600	600	600	600	11,000	11,000	
	赤	S造	600	600	600	600	7,500	7,500	
2	判定ステッカー								
	赤	危険	500	500	500	500	22,000	22,000	
	黄	要注意	500	500	500	500	9,500	9,500	
	緑	調査済	500	500	500	500	13,000	13,000	
3	判定パンフレット		1,150	1,150	1,150	1,150	2,000	2,000	
							500	500	カラー
4	腕章		300	300	300	300	214	214	
5	ヘルメットシール		1,000	1,000	1,000	1,000	0	0	1,000部(H17.2 購入)
6	クラックスケール		500	500	500	500	100	100	500部(H17.2 購入)
7	下げ振り		41	41	41	51	2	12	10個(H31.2 購入)
8	石綿用マスク		120	120	120	160	53	53	使い捨てタイプ 50個(12階書庫 35個)フィルター型 3個(替えフィ ルター6個) 12階書庫
9	コンパス		20	30	40	50	10	10	10個(H26.2 購入)
10	ホイッスル		40	50	50	50	0	0	10個(H23.3 購入)
11	打診棒		25	25	30	30	0	0	10個(H25.3購入)
12	コンベックス		15	25	30	30	1	11	10個(H31.2 購入)
13	軍手		36	36	36	36	4	4	36個(H23.3 購入)
14	バインダー		40	40	40	40	86	86	10個(H25.2 購入)
15	ループクリップ						240	240	
16	名札ケース (ループクリップ用)						200	200	

資3. 判定ステッカー（緑）

応急危険度判定結果			
<h1>調査済</h1> <h2>INSPECTED</h2>			
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます			
◆建築物は使用可能です			
建築物名称			
注記：			
この判定は、家屋の被害程度（全壊・半壊等）を表す罹災（りさい）証明のためのものではありません。 （※罹災証明書が必要な方は市町村にお問い合わせください。）			
整理番号			
判定日時	月	日 午前・午後	時現在
		災害対策本部 電話	—

資3. 判定ステッカー（黄）

応急危険度判定結果

要注意

LIMITED ENTRY

- ◆この建築物に立ち入る場合は十分注意してください
- ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談ください

建築物名称

注記：

構造躯体など： 要注意 ・ 調査済

落下物など： 要注意 ・ 調査済

この判定は、家屋の被害程度（全壊・半壊等）を表す罹災（りさい）証明のためのものではありません。
（※罹災証明書が必要な方は市町村にお問い合わせください。）

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話 —

資3. 判定ステッカー（赤）

応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

- ◆この建築物に立ち入ることは危険です
- ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください

建築物名称

注記：

構造躯体など：危険・要注意・調査済

落下物など：危険・要注意・調査済

この判定は、家屋の被害程度(全壊・半壊等)を表す罹災(りさい)証明のためのものではありません。
(※罹災証明書が必要な方は市町村にお問い合わせください。)

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話 ー

資 4. 県内登録判定士及び判定コーディネーター数

県内の地域別判定士数

広域本部	地域振興局	市町村名	振興局別判定士数	広域本部別判定士数	広域本部	地域振興局	市町村名	振興局別判定士数	広域本部別判定士数
熊本市	—	熊本市北部	11	824	県央 広域本部	天草 地域振興局	天草市	82	172
		熊本市東部	35				上天草市		
		熊本市南部	6				苓北町		
		熊本市西部	2			宇城 地域振興局	宇土市	54	
		熊本市中央	11				宇城市		
		熊本市内	759				美里町		
県北 広域本部	玉名 地域振興局	荒尾市	65	上益 城地域振興局		御船町	36		
		玉名市				嘉島町			
		玉東町				益城町			
		和水町				甲佐町			
		南関町				山都町			
		長洲町							
	鹿本地域振興局	山鹿市	32	八代 地域振興局		八代市	131		
	菊池 地域振興	菊池市	99			水俣市			
		合志市				芦北 地域振興局	芦北町	47	
		大津町					津奈木町		
		菊陽町							
	阿蘇 地域振興局	阿蘇市	39			球磨 地域振興局	人吉市	81	
		南小国町		錦町					
		小国町		あさぎり町					
		産山村		多良木町					
		高森町		湯前町					
		南阿蘇村		水上村					
	西原村	相良村							
			五木村						
			山江村						
			球磨村						
熊本県内合計								1490	
県外		県外	16	16					
合計判定士数								1506	

※ 1 : 令和元年 1 2 月時点
 ※ 2 : 判定士については在勤している人数
 ※ 3 : 在勤箇所が不明な判定士は含んでいない。

県内の判定コーディネーター数

広域本部名	地域振興局名	自治体名	コーディネーター数	広域本部別コーディネーター数	広域本部	地域振興局	市町村名	コーディネーター数	広域本部別コーディネーター数	
熊本県			16	19	県央 広域本部	天草 地域振興局	天草市	2	17	
熊本市			3				上天草市	2		
県北 広域本部	玉名 地域振興局	荒尾市	2	宇城 地域振興局			苓北町	0		
		玉名市	1			宇土市	4			
		玉東町	1			宇城市	2			
		和水町	1			美里町	1			
		南関町	1			上益 城地域振興局	御船町	2		
		長洲町	0				嘉島町	1		
	山鹿市	1	益城町	2						
	菊池 地域振興	菊池市	1	八代 地域振興局		甲佐町	1			
		合志市	1			八代市	10			
		大津町	1			水川町	1			
		菊陽町	1			水俣市	4			
		阿蘇 地域振興局	阿蘇市			1	芦北 地域振興局	芦北町		2
			南小国町			1		津奈木町		1
	小国町		2	球磨 地域振興局		人吉市		1		
	産山村		0			錦町	2			
	高森町		1			あさぎり町	1			
	南阿蘇村		2		多良木町	1				
	西原村	1	湯前町		2					
			水上村		1					
			相良村	0						
			五木村	0						
			山江村	0						
			球磨村	1						
熊本県内合計								82		

※ 1 : 令和元年 1 2 月時点



大地震後に 命を守る 被災建築物 応急危険度判定制度

1 被災建築物応急危険度判定制度とは？

応急危険度判定は、大地震の発生後、余震などによる建築物の倒壊、部材の落下などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とし、応急危険度判定士により判定をおこなう制度のことです。

2 判定結果はどのように表示されますか？



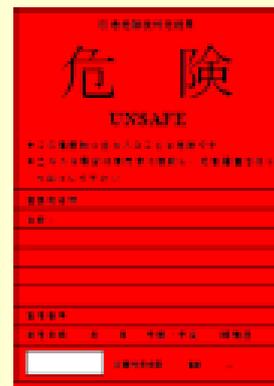
「調査済」緑

この建築物は使用可能です。



「要注意」黄

この建築物に立ち入る場合は十分に注意してください。



「危険」赤

この建築物に立ち入ることは危険です。

判定結果は、建築物の見やすい場所に判定ステッカー（危険（赤）、要注意（黄）、調査済（緑）の色紙）で表示され、居住者だけでなく付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性について情報提供を行います。

また、判定ステッカーには判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明および二次災害防止のための処遇についても記載します。

応急危険度判定はあくまで二次災害を防止する目的で行われるため、その後行われる「防災証明のための調査」や「被災度区分判定」などとは、結果が異なる場合も多くあります。また、判定を行った建物が余震等により被害が進行し、判定時よりも危険な状況になることもあります。

被災建築物応急危険度判定に関するQ&A

Q1：応急危険度判定はだれが行いますか？

応急危険度判定は、市町村の要請により、講習を受講し、県知事の認定を受けた建築士や建築関係の行政職員が実施します。

判定士は判定活動に従事する場合、常に身分を証明する登録証を携帯し、「応急危険度判定士」と明示した胸章、ヘルメットを着用しています。

Q2：ステッカーが貼られたらどうしたらよいですか？

赤紙の場合は構造的に相当の被害がある、または周囲の状況により非常に危険ですので、そのままお住まいになると危険です。黄紙の場合、建物への立入はステッカーの注記に従って十分注意してください。緑紙の場合、被害が軽微で使用可能と思われませんが、部分的な損傷は早めに修理するなど注意して使用ください。不明な点についてはステッカーに記載された担当部局へご相談ください。

Q3：被災建築物応急危険度判定に強制力がありますか？

被災建築物応急危険度判定に強制力はありませんが、住民の皆さんの安全確保を図るため、ご理解とご協力をお願いします。

(参考)その他震災後に行われる判定制度の概要

り災証明のための 被害認定調査

被災者生活再建支援法による被災者への各種支援施策や税の減免等を、被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市町村長が証明するための調査です。

被災度区分判定制度

大地震により被災した建築物を引き続き使用するため（恒久・継続使用）にどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細な調査を行い、復旧の方法等を判定するものです。

お問い合わせ先

熊本県被災建築物応急危険度判定要項

第1 目的

この要項は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要項において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）

判定を実施するために市町村災害対策本部の下に設置される組織をいう。

なお、実施本部の業務については、「市町村実施本部業務マニュアル」を参照のこと。

3 応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）

市町村が実施する判定を支援するため、県災害対策本部の下に設置される組織をいう。

なお、支援本部の業務については、「熊本県支援本部業務マニュアル」を参照のこと。

4 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

第1項の判定業務に従事する者として、熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項に基づき知事の認定を受け、登録した者及び他県からの応援者をいう。

なお、判定士の業務については、熊本県判定士業務マニュアルを参照のこと。

5 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。なお、判定コーディネーターの業務については、熊本県判定コーディネーター業務マニュアルを参照のこと。

第3 震前対策

- 1 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 2 県及び市町村は、判定士及び判定コーディネーター（以下「判定士等」という。）の養成を行うものとする。
- 3 市町村は実施本部の体制について、また、県は支援本部の体制について、予め整備しておくものとする。
- 4 県及び市町村は、建築関係団体等の協力を得て、判定に関する講習会の開催、訓練等の実施に努めるものとする。

第4 実施本部及び支援本部の設置

- 1 市町村の所管課長は、あらかじめ市町村において定められた震度以上の地震が発生した場合、又は多くの建築物が被災したと判断した場合、実施本部を立ち上げ、支援本部（支援本部未設置の場合は県建築課）に実施本部を設置したことを連絡する。
- 2 県建築課長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は実施本部から実施本部設置の連絡を受けた場合、支援本部を立ち上げる。
- 3 実施本部の業務は、「市町村実施本部業務マニュアル」による。
- 4 支援本部の業務は、「熊本県支援本部業務マニュアル」による。

第5 判定実施の要否の判断

- 1 震度6弱以上の場合は、原則、判定を実施する。ただし、被害の状況に応じた実施本部長（市町村の判定所管課長）の判断に基づき、判定を実施しない事もできる。
- 2 震度5強以下の場合は、被害の状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。
- 3 実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、すみやかに市町村の災害対策本部及び支援本部に判定要否を連絡する。

第6 実施本部と支援本部の連絡調整等

- 1 実施本部及び支援本部は、震前に整備した連絡網を基に情報伝達を行う。
- 2 市町村の所管課長は、支援本部に現地の被害状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

第7 判定実施計画及び判定支援計画の策定等（判定対象区域、対象建築物の決定等の基準）

- 1 実施本部においては、「市町村実施本部業務マニュアル」により、市町村があらかじめ作成している震前実施計画を参考に、判定実施計画を策定するとともに、判定のための実施体制を整備する。

2 支援本部においては、「熊本県支援本部業務マニュアル」により、県があらかじめ作成している震前支援計画を参考に、実施本部からの要請内容等を考慮して支援実施計画を作成し、判定のための支援体制を整備する。

第8 判定従事者の確保及び判定の実施体制等

- 1 実施本部は、各市町村所属の行政職員判定士に連絡を取り、判定に従事できる判定士等の人数を把握する。
- 2 判定士等が必要人数に達しない場合、実施本部の市町村は支援本部へ支援要請を行う。
- 3 支援本部は、県職員及び県内の判定に従事できる判定士等の人数を把握し、要請事項と支援実施計画の内容に応じて判定士等を派遣する。
- 4 判定活動に要する経費の負担については、「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」による。
- 5 実施本部は、判定拠点等の必要な情報を参集する判定士等に伝える。
- 6 実施本部を設置した市町村長は、判定士等が実施する判定について責任を負う。

第9 判定の方法及び判定結果の表示

- 1 判定の方法等は、「熊本県判定士業務マニュアル」による。
- 2 判定終了後、当該建築物の出入口等見易い場所に判定ステッカーを貼る。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記する。

第10 判定士等の輸送、宿泊所の手配等

- 1 実施本部は、参集場所から判定拠点等へ判定士等を輸送する。
- 2 実施本部は、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行う。
- 3 実施本部は、第1項及び第2項に関する情報を取りまとめ、実施本部だけでは準備が困難となる事項について、支援本部に連絡し、支援を要請する。
- 4 支援本部は、実施本部からの報告に応じ、すみやかに判定支援計画の見直しを行う。

第11 判定士等の養成、登録

- 1 県及び市町村は判定士等を養成、登録するため、判定士認定要項に定めるものを対象に、講習会を開催する。
- 2 県は受講者の中から判定士等を登録し、その名簿を作成するとともに、常に最新の内容とするように管理する。

第12 判定資材の調達、備蓄

県は、市町村と協力して、所定の判定資機材の調達、備蓄を行う。

第13 国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- 1 知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、九州ブロック幹事県である福岡県に対し、必要な応援を要請する。
- 2 知事は、国土交通大臣及び他の都道府県知事から判定に関する支援要請があった場合は、支障がない限り必要な支援に努めるものとする。
- 3 支援要請や支援要請への回答については、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定められた様式を用いる。

第14 応急危険度判定活動等における補償

民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、県は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第15 その他

- 1 この要項は、県及び市町村に災害対策本部が設置されることを前提としているが、災害対策本部が未設置の場合であっても、市町村長が判定の実施が必要であると判断し、知事に対して支援を要請したときは、県は必要な支援を行うものとする。
- 2 県及び市町村は、相互支援等について事前に調整するとともに情報交換を行い、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

附 則

この要項は、平成18年3月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年12月2日から施行する。

熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県地域防災計画（震災対策編）に規定する被災建築物応急危険度判定士に係る認定及び登録等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「応急危険度判定」とは、被災建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性を判定することをいう。

2 この要項において、「被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）」とは、この要項の定めるところにより知事の認定を受けた者をいう。

(認定)

第3条 知事は、熊本県地域防災計画（震災対策編）に規定する被災建築物の応急危険度判定活動を実施するため、この要項の定めるところにより、判定士を認定することができるものとする。

2 前項の認定は、判定士の認定を受けようとする者の申請により行うものとする。

(認定基準)

第4条 判定士の認定基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 県内に在住し、又は在勤している者であること。
- 二 建築士法（昭和25年法律202号）の規定に基づく一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士の免許を有している者又は知事がこれと同等以上の知識を有していると認める者であること。
- 三 第11条の規定に基づいて知事又は知事が指定する者が行う応急危険度判定の知識及び技術を修得するための講習を受講している者であること。ただし、他の都道府県等で判定士の認定を受けている者は、講習を受講した者とみなすものとする。
- 四 建築士法に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者である場合は、その刑に処せられた日から起算して2年を経過していること。
- 五 禁固以上の刑に処せられた者（建築士法に違反して、又は建築物の建築に関して罪を犯して刑に処せられた者を除く。）である場合は、その刑の執行を終えて、又は刑の執行を受けることがなくなっていること。

(認定の申請)

第5条 判定士の認定を受けようとする者は、被災建築物応急危険度判定士認定申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類その他知事が必要と認めた書類を添えて知事に提出しなければならないものとする。

- 一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士にあつては、建築士免許証の写し
- 二 第11条の規定に基づく講習会を受講したことを証する書面、ただし他の都道府県

等で判定士の認定を受けている者は、その認定を受けていることを証する書面

- 三 申請者の写真（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm横2.5cmの写真）2枚

（登録及び認定証等の交付）

第6条 知事は、前条の申請書が提出された場合において、その内容が第4条に定める認定の基準に適合すると認めるときは、被災建築物応急危険度判定士名簿（以下「判定士名簿」という。）に登録するとともに、被災建築物応急危険度判定士認定証（別記第2号様式、以下「認定証」という。）及び被災建築物応急危険度判定士認定証明証（別記第3号様式、以下「認定証明証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 判定士名簿には、次の各号に掲げる事項を登録する。

- 一 氏名及び性別
- 二 生年月日
- 三 現住所
- 四 勤務先及び連絡先

（登録事項の変更）

第7条 判定士は、第6条第2項に定める登録事項について変更が生じた場合は、速やかに被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届出書（別記第4号様式）に認定証及び認定証明証を添えて知事に提出しなければならないものとする。

2 知事は、前項の届出書が提出された場合は、直ちに判定士名簿の登録事項を変更するものとし、認定証又は認定証明証の記載事項に変更が生じた場合は、新たに変更に係る認定証又は認定証明証を申請者に交付するものとする。

（認定取消し申請）

第8条 判定士は、認定の取消しを申請する場合は、被災建築物応急危険度判定士認定取消申請書（別記第5号様式）に認定証及び認定証明証を添えて知事に提出しなければならないものとする。

（認定の取消し及び登録の削除）

第9条 知事が前条の規定による申請があった場合、または次の各号の一に掲げる事実が判明した場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 判定士が虚偽若しくは不正の事実に基づいて認定を受けたことが判明した場合
- 二 第4条に定める認定基準に適合しないこととなった場合
- 三 判定士が死亡した場合
- 四 判定士が成年被後見人又は被保佐人となった場合
- 五 第11条に規定する所在地の定期的確認による連絡がとれなくなった場合
- 六 他都道府県から判定士として認定した旨通知を受けた場合

2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、判定士名簿の登録を抹消するものとし、前条の規定による申請があった場合を除き、本人（前項第3号にあってはその相

続人、第4号にあってはその後見人又は保佐人。以下「相続人等」という。)にその旨を通知する(第5号及び第6号の規定に基づき認定を取り消した場合及び相続人等の所在が不明の場合を除く。)

- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに知事に認定証及び認定証明証を返納しなければならない。

(再交付の申請)

第10条 判定士は、認定証又は認定証明証を紛失したとき、又は認定証明証の更新を希望するときは、被災建築物応急危険度判定士認定証等再交付申請書(別記第6号様式)にその事由を記載し、紛失した場合を除き、認定証又は認定証明証を添えて知事に提出しなければならないものとする。

- 2 知事は、前項の申請書が提出された場合は、速やかに申請に係る認定証又は認定証明証を申請者に再交付するものとする。

(講習の実施等)

第11条 知事は、被災建築物応急危険度判定の認定が適切に行われるよう応急危険度判定の知識及び技術の修得又は維持向上のための講習の実施、連絡訓練の実施、所在地等の定期的な確認の実施その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この要項に定めるもののほか、判定士の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成8年3月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要項は、平成13年5月11日から施行する。

第2条 この要項の施行の際現に改正前の熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項第6条第1項の規定に基づく認定証明証は、改正後の熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項第6条第1項に基づく認定証明証とみなす。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成15年2月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成23年7月11日から施行する。